**通勤手当 課税・非課税ルール まとめリスト**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通勤手段 | | 内　容 | 非課税限度額 | 課税ルール |
| 1 | 公共交通機関 | 電車、バス等 | 1ヵ月あたり15万円まで | ・通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税・復興特別所得税を源泉徴収 |
| 2 | 自動車（マイカー）・自転車 | 片道の通勤距離 | 1ヵ月あたりの限度額 | ・超過分は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税・復興特別所得税を源泉徴収  ・有料道路を利用した場合も、通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には、非課税の通勤手当に含む |
| 2キロメートル未満 | 全額課税 |
| 2キロメートル以上  10キロメートル未満 | 4,200円 |
| 10キロメートル以上  15キロメートル未満 | 7,100円 |
| 15キロメートル以上  25キロメートル未満 | 12,900円 |
| 25キロメートル以上  35キロメートル未満 | 18,700円 |
| 35キロメートル以上  45キロメートル未満 | 24,400円 |
| 45キロメートル以上  55キロメートル未満 | 28,000円 |
| 55キロメートル以上 | 31,600円 |
| 3 | 1と2を併用 |  | 合計金額が1ヵ月あたり15万円まで | ・通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税・復興特別所得税を源泉徴収 |
| 4 | 新幹線グ  リーン車 |  |  | ・非課税とはならない |